

りすす倶楽部

2020・2021年
12・1月合併号
第287号



雪の古民家

春になれば、雪が消えるように、古民家が年々姿を消している。離村、過疎化、職人の後継不足等々、絡み合う理由が多い。大げさに言えば、伝承文化の「見納め」をしみじみと思う。気のせいかな、除夜の鐘が聞こえて来た。

弁護士 福井大海

新しい時代に即した

りすシステムの「生前契約」を

NPOりすシステム代表理事 杉山 歩

昨年は、コロナに始まりコロナで終わる、そんな一年でした。

りすシステムでも、昨年初めから、りす倶楽部の懇親会等のほとんどの行事を中止、いまだに再開できる見通しが立たないという現状で、新しい年を迎えることとなりました。

皆さまにご理解・ご協力いただき、説明会はソーシャルディスタンスを保つため、参加人数を制限させていただいて開催、契約を結ぶための面談は換気をして、フェイスシールドを利用するなどして行っています。

また必要なサポートに関しましては、感染拡大防止策を講じています。おかげさまで、今のところスタッフや周辺の方々に感染者を出すことなく、活動することができています。

皆さまも、色々なことで我慢を強いられる日々をお過ごしのことと思います。懇親会や談話室はまだ再開できないの？というお問い合わせをいただくのですが、どうにもしがたい状況で、心苦しい思いで一杯です。

一日も早く、安全なワクチンと治療

薬ができればいいことを待つしかないという心境です。

このような状況の中、皆さまのもっと近くにりすシステムがあれば…と強く思うようになりました。今と同じ体制で職員を増員し、直営の拠点を増やしていくことは、現状のりすシステムでは非常に難しいことです。

しかし、それぞれの地域で、私たちの理念に賛同し、活動してくださる個人や団体等のご協力を得て、地域密着型のサービス網を作ることが、コロナによって分断されてしまった社会の中で、安心して生活していくための必要不可欠なインフラであると考えます。

どのような体制になるのか、まだまだ模索中ですが、本当の意味で地域に根ざした活動を全国で展開することができるよう、目標を高く掲げて精進したいと思います。

早くコロナの心配から解放される日が訪れることを祈るばかりです。皆さまも充分気をつけてお過ごしください。本年も、どうぞよろしくお願いたします。

〈介護シリーズ 第三回〉

私40歳元気、夫39歳で認知症…

介護保険は使えるの？

服部メディカル研究所 所長 服部万里子



介護保険は40歳にならないと使えません

あなたはご主人が認知症でお困りとのことですね。介護保険は40歳からが対象です。そのため、39歳のご主人は介護保険の申請をすることができません。でも、あきらめないでください。日本の福祉は捨てたものではありません。次の手があります。40歳未満の方の場合には、障害認定を受けましょう。

皆さんは、障害者といえほどのようにイメージしますか？車いすで仕事をしている人や、パラリンピックで活躍する人など、様々な人たちとの出会いがあります。障害認定を受けると「障害者手帳」が交付されます。これで様々な障害者福祉サービスが利用できます。

障害認定は3種類あります

1番目は、歩いたり、つかんだりの手足が不自由な人や、聞こえない、見えない等

の身体に障害がある人を対象にした身体障害

害です。日本では約436万人が身体障害と認定され手帳をお持ちです。下図は「身体障害者手帳」です。

最近『こんな夜更けにバナナかよ』の映画がテレビで放映されたので、ご覧になった方もいると思います。重度障害の方が福祉サービスとボランティアに支えられ、自立生活を送った実話が映画になりました。まだ見ていない方は本もお勧めします。

2番目は、知的能力の検査である知能指数などにより判定された知的障害です。0歳から高齢者まで年齢制限はありません。子どもは知的障害児と言われます。日本では108万2千人が知的障害認定をされています。

2016年、神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で発生した惨事は記憶にあると思います。元施設職員が「重度の障害者ほど税金を使い、社会に迷惑



※手帳を発行する自治体名が記載されます。また、自治体によって手帳のデザインは異なります。

身体障害者手帳

をかけている」と19人を刺殺した事件です。

この事件の後、実名を出し、我が子の生きる姿と、そのことで家族が支えられてきた生活を公表し、障害者差別の実情を世に問うた方がいます。「障害の特性は誰もがそれぞれ持つ個性と同じ。みな一人の人間であり、命の重さも同じなんです」。障害のある当事者すべての思いを代弁した、尾野剛志さんです。

3番目は、精神疾患で生活に支障がある人を対象にした精神障害で、419万3千人が認定を受けています。認知症はこの精神障害にあたりません。

認知症は「精神障害者保健福祉手帳」
交付の対象

精神障害と言うと統合失調症（昔は精神分裂病と言われた）や、てんかんなどをイメージされると思いますが、認知症は「器質性精神障害」と言われ、脳に何らかの異常を診断できる精神障害にあたります。

認知症は通常、記憶障害（今のことも忘れる）、時間の概念を忘れる（朝の5時に子どもを迎えに行くと言って外に出るなど）、場所の認識ができない（自分の家にいるのに「自宅に帰る」と言って出ていくとするなど）等の症状があります。

あなたのご主人は「認知症」と診断され、



精神障害者保健福祉手帳 記載イメージ
(ウィキペディアより)

人口千人当たりの3つの障害の方は、身体障害者34人、知的障害者9人、精神障害者33人です。

精神障害者手帳は重度から1～3級まで
正式名は「精神障害者保健福祉手帳」

1級	日常生活に必要な会話が困難
2級	日常生活が著しい制限を受けるか著しい制限を必要とする程度
3級	日常生活、社会生活が制限を受けるまたは制限を必要とする程度

指定医

精神障害は精神保健福祉法に定めた指定医の認定。

等級変更

新たな精神疾患を発症し状態が悪化した際は変更も可能。

有効期限

2年ごとの更新。

どのような生活の困りごとがあるのでしょうか？

精神障害者保健福祉手帳が交付されると、全国一律で次の手当支給などがあります。

- ・ 公共料金等の割引
- ・ NHK受信料の減免
- ・ 税金の控除・減免
- ・ 所得税、住民税の控除
- ・ 相続税の控除
- ・ 自動車税・自動車取得税の軽減（手帳1級の方）

他に、就労支援や雇用した人への助成などもあります。

まずは精神障害者保健福祉手帳の取得からですね。指定医の診断書を受けて申請用紙を記入し、市町村に提出します。

医療費も「自立支援医療」で減免されます

通院が必要な精神疾患では医療費も減免されます。サービスは医療費（通院、入院、薬など）だけでなく、訪問看護サービス、デイケアサービス等も対象になります。これも精神科の医師の診断書を添え、市町村に申請します。

これらと合わせて、認知症で65歳以下を「若年性認知症」と言います。39歳で若年性アルツハイマーと診断された仙台の丹野智文さんが、職場で働きながら、認知症当事者が認知症の方の相談にのるという「おれんじドア」を開設し、さらに当事者の集まりもしています。



丹野智文さん著
笑顔で生きる
- 認知症とともに -
文藝春秋

認知症になっても終わりではない、できる事があることをご主人と話し合い、共に歩いてください。

〈年金シリーズ 第一回〉

夫が退職したら

妻は国民年金の保険料を自分で払うの？



株式会社ジェイ・サポート代表取締役
 社会保険労務士原令子事務所 所長
 原 令子

はじめまして、社会保険労務士の原令子です。今回から10回シリーズで、皆さまに公的年金のお話をさせていただきます。

難しいと思われる公的年金制度ですが、わかりやすく、楽しくお伝えできればと思っています。どうぞよろしくお願いたします。

今回は、国民年金の保険料のお話です。

専業主婦からのご相談



「夫は今年60歳で定年です。今の会社で継続して働けるので、働いてほしいと言っているのですが『絶対にやめる!!』の一点張りです。私としては、一日3回の食事のうち、せめて昼だけは会社の社員食堂にお任せしたいと思っていますのですが…」

専業主婦の奥様（56歳）からのご相談はまだ続きます。

「友達の話では、夫が退職すると、私の60歳までの国民年金保険料は自分で支払わなければならないそうです。夫の年金は65歳からなので、60歳からは退職金を取り崩しての生活となります。今までは、サラリーマンの妻ということで国民年金の保険料は支払わなくてよかったのに、収入がなくなった状況で、国民年金の保険料を払うのはとても無理です。それに年金の受給には、10年の加入期間があればよいと聞いていますが、私はもう30年も国民年金に加入しているのです、受給することはできません。夫の退職後、私が保険料を納めなければ、何か問題が起きますか?」と。

夫の退職を目前にした、サラリーマンの

奥様からよく受ける質問です。夫が退職する上、自身の国民年金の保険料も納めなければならぬ、いわば「踏んだり蹴ったり」のような状況はなぜ起こるのでしょうか？

国民年金被保険者の3つの種別

実はこれは、国民年金の種別変更によるものです。

国民年金には、20歳以上60歳未満の人は全員加入していますが、加入者は図表1に示したように3つの種別に分けられます。3つのグループは国民年金の保険料の納付方法が違ってきます。

自営業者や無職の人、学生等は、**第1号被保険者**として毎月1万6540円を各自で納付します。

サラリーマンである**第2号被保険者**は、厚生年金に加入して厚生年金の保険料を納めています。その保険料の一部が基礎年金拠出金として、国民年金に拠出されているので、各自の負担はありません。

第2号被保険者の被扶養配偶者である**第3号被保険者**は、配偶者の会社を通じて第3号被保険者の届出をすれば、保険料は配偶者が加入している厚生年金が一括して負担するので自己負担はありません。

現役時代はサラリーマンであった夫も退職すると「ただの夫」になってしまいます。ただし、夫はその時点で 60 歳以上ですので、国民年金の被保険者でなくなり、保険料も不要となります。

同時に妻もサラリーマンの妻から「ただの妻」に変わります。60 歳未満の「ただの妻」は、国民年金の第 1 号被保険者に該当するため、月額 1 万 6 5 4 0 円（令和 2 年度額）を 60 歳到達までの間、自身で納付しなければなりません。

この負担は、夫の退職後から年金支給開始年齢までの経済的な空白期間において、家計を大きく圧迫する要因になります。既に受給資格期間（老齢基礎年金を受給するのに必要な加入期間で、120 月となっている）を満たしていれば保険料滞納を考へることもあるでしょう。確かに受給資格期間の 120 月を満たしていれば老齢基礎年金の受給は可能です。

しかし、老齢基礎年金は、40 年間保険料を納付しないと、満額の年金（78 万 1 7 0 0 円／令和 2 年度額）を受け取ることはできません。例えば、4 年間の未納期間が生じると月額 7 万 8 1 7 0 円の減額となってしまいます。

退職（失業）を理由とした特例免除

そこでご紹介したいのが「退職（失業）を理由とした特例免除」の制度です。これは、ご本人・配偶者・世帯主のいずれかが、退職や失業をした場合に、前年所得が多いときでも所得の多寡にかかわらず、退職等のあった月の前月から翌々年 6 月までの期間について、申請が承認されると国民年金の保険料納付が免除される措置です。

免除が認められれば、免除期間については、年金額の 2 分の 1 が受給できます。4 年の免除期間に対応する老齢基礎年金の額は、3 万 9 0 8 5 円となります。免除申請をしなかった場合は未納期間となり、その間の年金額は 0 円となりますので、是非とも市区町村役場の国民年金の窓口でご相談ください。

夫が 60 歳以後も厚生年金に加入して働く、昼食を社員食堂でとってくれること以外に次のようなメリットがありますので、60 歳以後も働くかどうかを考える際の参考にしてください。

- ①妻は第 3 号被保険者が継続できる
↓保険料自己負担なし
- ②妻は健康保険の被扶養者が継続できる
↓保険料自己負担なし

図表 1 【国民年金の被保険者の種別】

被保険者種別	年齢等	保険料
第 1 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満の 2 号・3 号以外の人 (国内居住に限る)	自己負担 16,540 円 / 月 免除・猶予・納付特例等の措置有り
第 2 号被保険者	65 歳未満の厚生年金加入者	厚生年金の保険料から基礎年金拠出金として 国民年金に拠出 個別の負担なし
第 3 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満で年収 130 万円未満 の 2 号の配偶者	



〈地球に恩返し of 森〉の活動を ブログとインスタグラムで発信しています！



地球に恩返し of 森づくり事業部では、2009 年以降、〈地球に恩返し of 森〉(大分県由布市庄内町) づくりを通して、様々な環境保護運動をしています。日々の活動の様子を、〈地球に恩返し・くすりの森の「しんの」ちゃん〉ブログとインスタグラムで発信していますので、ぜひご覧ください！

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>

地球に恩返し しんの



10 月下旬 子ヤギ誕生！
スクスクと成長しています



12 月 16 日 ハウス栽培のデコパン
がそろそろ収穫できそうです！



12 月 5 日
しめ縄を作りました



12 月 18 日
斜面でも平気なヤギたち



支部

活動記

北海道・北日本支部

▼入院中のIさん（89歳・女性）の件で相談したいと、Iさんが入居予定のサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という）の担当者から電話がありました。

Iさんのご主人は他界しており、お子さんはいないとのこと。兄弟も高齢で、甥、姪はいるものの付き合いがないため、身元引受保証を依頼できるところを探していたとのことです。

そこで病院に出張してIさんとサ高住の担当者にりすシステムを説明し、契約を締結、りすが身元引受保証人となってサ高住に入居しました。

入居後は、施設からの連絡で数ヶ月に一回程度の訪問、身の回りのお世話やケアプランの確認などをしていましたが、先日、施設職員から「Iさんの体調が悪化しています。

かかりつけ医では原因が分からないので、総合病院を受診してもらえませんか」と連絡がありました。そこで、かかりつけ医に紹介状をもらい、総合病院を受診し検査を受けました。

検査の結果、入院は必要なく、薬を処方して様子を見ることになり、今後の介護サービスの内容について、施設の職員と打ち合わせしました。結果、Iさんには現在のサービスに加え、定期的な見守りや排せつ介助などが必要となりました。

Iさんが暮らすサ高住は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない一般形の施設なので、外部の介護サービスを個別に契約することになります。また、追加したいサービスのうち、現在の介護度では保険外要介護認定の区分変更を申請しました。

介護度により、特別養護老人ホームへの転居も検討する予定です。

東日本支部

▼コロナ禍で、不要不急の外出を控えている方も多いと思いますが、在宅の高齢者を狙った詐欺が多発しており、注意が必要です。この一年、りすシステムの利用者からも、未遂を含め数件の被害報告がありました。

郵便局の見守り訪問サービスを受けているSさん（80代・女性）。近隣の郵便局員が月に一度Sさん宅を訪問し様子伺いをしています。この局員から「Sさん宅に『郵便局の局員』を名乗る者から、不審な電話がありました」との報告を受けました。

電話の内容を聞いたところ「10月いっぱい通帳が切り替わるので、取替えのため訪問します。カードを封筒に入れておいてください」といったもので、Sさんは、見守りサービスで郵便局には世話になっていることから気を許してしまい、カード番号と暗証番号を教えたしまいました。

直後、これはおかしいと思い直し、駐在所に相談したSさんは、警察官

同行の上、郵便局の窓口で暗証番号を変更しました。

被害は免れたもののSさんは動揺し、落ち込んでおられたとのこと。そこでお見舞いの手紙を送り「何かあれば、今回のように警察に相談したり、セコム・ホームセキュリティの非常通報ボタンを押すなどしてください」とお伝えしました。

Sさんからも「電話の相手が郵便局の人ということで信用し、聞かれたことに答えてしまいました。その後、怪しい電話はありませんが、何となく落ち着きません」との返信をいただきました。

その他、百貨店、財務局、警察や役所などをかたる、詐欺とおぼしき電話の報告を受けています。他者との会話が少なくなっている一人暮らしの方は、とっさの判断が難しいときもあります。相手のペースに飲まれないよう、いったん電話を切るなどの対策をとってください。また、在宅の際も留守番電話にしておき、知っている相手の電話のみ出る、という方法も有効だと思います。

中部日本支部

▼「番組内で、りすシステムを取り上げたい」と、テレビ局の担当者が来所。りすの説明をしたところ、実際に契約している方のお話を聞きたいということになり、この旨をAさん（70代・男性）に打診、快諾いただきました。

Aさんに「契約に至るまでの経緯や、契約して良かったことなどを整理しておいていただけると、取材がスムーズに進むと思います」とお伝えしたところ、次のような文書をお送りいただきました。ご紹介します。「生前契約」を締結するまでの流れ
若い頃は何かあっても「何とかなる」「当然身内のものが何とかしてくれる」「どうしてもダメなら役所が何とかしてくれるだろう」と勝手なことを漠然と考えていました。

しかし40から50歳頃になると、一人暮らしということもあって、このままではまずい、自宅で孤独死すれば家族はもろろんのこと、マンションの大家さんや近隣の人たちにも大きな迷惑を

かけてしまうと考えるようになりました。親はもろろん、兄弟も高齢になるし、甥や姪には迷惑をかけたくない。

折に触れ、万一のことがあっても誰にも迷惑をかけないで済む方法はないものかと考えていた頃、新聞で「りすシステム」の紹介記事を見ました。生前の様々な生活支援や死後のことを家族に代わって行ってもらえる、という内容だったと思います。

早速資料を取り寄せ、同時に同じような活動をしている他の団体についてもインターネット等で調べたり、市の福祉課や地域包括支援センターにも相談したりしました。

そんな状態でいろいろ考え迷っているうちに、仕事や親の介護等もあって十数年が過ぎてしまいました。毎日通っていた介護施設から突然面会禁止の連絡があり、まとまった時間ができそうなことから再度「りすシステム」の新しい資料を取り寄せ、一気に契約まで進みました。

「生前契約」締結後

りすシステムの生前契約と同時に、民間の「みまもりサポート（トイレの

ドアなどにセンサーを設置して24時間反応がなければ駆けつけると、いうもの）」も契約したことにより、長年の懸案が解決したこと、100%ではないかもしれないけれど、いつ何があってもこれで何とかなる、緊急事態が起きても、また火葬や納骨など死後のことまでもが大丈夫という大きな安心感を得ることができたことで、精神的に解放された気分です。



西日本支部

▼17年前、70代でりすシステムと契約したEさん（88歳・男性）。誕生カードに同封し返送をお願いしている確認シートには、体調のことなどが丁寧に記され、元気で過ごしている様子でした。

4年ほど前からは「さすがに体が弱ってきました。階段の上り下りや、100mの歩行もしんどいです。でも自転車なら何とか大丈夫なので、移動には自転車を使っています」と。

4ヶ月に一回血液検査を受け、特に悪い数値もない、誰にも知られず亡くなつて数日後に発見されるということ以外は心配こともなく、見守り訪問は今のところ必要ありません、とのことでした。

昨年6月、企画書を見直したいとの申し出があり自宅を訪問。Eさんの希望を加筆してもらい、死後、出身地にあるお墓の墓じまいを依頼されました。

今年5月、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下、様子伺いでお電話した際は「元気で。ありがとうございます」とおっしゃっていたEさんですが、9月に入り、担当のケアマネジャーから「大腸がんが進行し、いつ何があってもおかしくない状態です」との報告がありました。入院・治療を希望していないEさんは、かかりつけ医の訪問診療、訪問看護、訪問介護などを利用し、自宅での暮らしを続けました。

その後、かかりつけ医、ケアマネジャー、ヘルパーと密に連絡を取り合い、情報共有をしながらEさんを

九州支部

▼今年6月、自宅マンションに一人暮らしのKさん(79歳・男性)が、個別説明会参加のため来所されました。

地域包括支援センターでもらったという、りすシステムのパンフレットを持参したKさんは「来年開所の住宅型有料老人ホームに入居したいと思います。姉、息子はいるものの、身元引受保証と連帯保証を依頼するとなると荷が重く、それを頼めるところを探しています。入居は来年ですが、早めに契約する必要があるます」とのことでした。

そこで総合保証パック(申込みと同時に公正証書作成をすすめ、公正証書作成完了日から、身元引受保証などのサービスが受けられる仕組み)を説明しました。

他のところも検討したいので、とおっしゃっていたKさんから電話があったのは、来所から1週間後のこと。いくつかの質問にお答えした後、りすとの契約を決めたKさんは、必

サポートしていましたが、11月下旬かかりつけ医とケアマネジャーが訪問したところ、亡くなっているEさんを発見。かかりつけ医による死亡確認がなされ、りすシステムが任意後見受任者として死亡届を提出し、**企画書**に沿い葬儀を執り行いました。

Eさんが生前に懸念していた「亡くなった後、誰にも知られずに数日が経過」といった状況にはならず、良かったと思います。

現在、自宅マンションの片づけや、マンションの返還手続きなどを行っています。昨年依頼のあった出身地の墓じまいについても、寺との打合せを進めています。

中国・四国支部

▼11月下旬、デイサービスセンターFから「Oさん(86歳・女性)がデイサービス利用中に具合が悪くなりました」と電話があり、Oさんはサチュレーション(酸素飽和度)86%、ベッドで寝ており帰宅は無理と思われるので、病院に連れて行ってほしいとのことでした。

Oさんが高血圧と糖尿病の定期検診を受けている病院に連絡し、医師の指示を仰いだところ「入院が必要かも知れないので、総合病院を受診してください。先方には連絡を入れておきます」と言われ、タクシーでOさんを迎えに行き、総合病院を受診。検温で37度あり、PCR検査を受けることになりました。

検査には相当量の唾液が必要ですが、Oさんはなかなか唾液が出ません。「すっぱいレモンをイメージしてください」との看護師のアドバイスで、どうにか必要量の唾液を採取することができました。

結果まで2時間待ちとのこと、待機していたところ、看護師から保険証と服薬中の薬を持って来てほしいと言われました。

そこでOさん宅に伺い、保険証、薬、身のまわりの品、携帯電話を取りまとめ、炊飯器のスイッチを切り、洗濯物を取り入れ戸締りを確認した後、病院に戻りました。

PCR検査は陰性でしたが、肺炎による気管支喘息増悪、肺動脈性肺

高血圧症の増悪、心不全増悪の診断でした。Oさんは万一の際、積極的な治療を望まない旨、**医療上の判断に関する事前意思表示書**に記しているため、医師に意思表示書を提示。その後、入院保証手続きを済ませ、レンタルパジャマなどのCSセット(ケア・サポートセット)を申し込みました。

先日、入院中のOさんから電話があり「12月中旬にガス、電気、家賃が引き落とされるので、確認のため記帳してください。それから郵便物を見てきてもらえますか」と依頼されました。

コロナ禍でOさんとは直接会えないため、看護師を介しての対応となり、物品の受け渡しは守衛室に限られます。不便な状況が続きますが、できる範囲で精一杯のサポートをしています。



大分支部

要書類の取寄せや費用の振込みなどの手続きを進め、7月初めに公正証書を作成。8月末、私のおぼえがきの各種書類が完成し、9月末に施設の入居契約を締結しました。

来年の入居を待つばかりとなったKさんでしたが、11月に入り、入院することになった旨の連絡がありました。

Kさんから「取り急ぎ、入院誓約書に姉や息子の連絡先を書きました。が、やはり、りすさんに手術の立会いなどをお願いしたいと思います」と依頼があったので、誓約書等を事務所に送付いただくよう伝えました。

同日午後、Kさんが「近くまで来たので」と書類を持参されたので、変更・押印後、Kさんに送付。12月上旬、医師の病状説明に同席し、手術に立ち会うことになりました。

▼Uさん（84歳・男性）がりすシステムに申込みをしたのは24年前ですがNPOの認証を受ける前のことです（2000年に認証）。

申込みから3年後に遺言公正証書

作成、さらに3年後、生前事務委任契約と任意後見契約公正証書が完成しました。

数ヶ所の教室でハーモニカを教えるUさんは、多くの生徒をかかえ、元気で活躍していました。10年前、間質性肺炎で入院してからは無理をしないよう心がけ、教室数を減らしたとのことですが、りすの新年会には欠かさず参加されています。

今年11月、泌尿器科受診に付き添ってほしいとの依頼があり、主治医の病状説明に同席、入院することになり、保証手続きを行いました。

入院翌日の手術に立ち会って術後の説明を受け、ICUから出てきたUさんに面会。コロナ禍のため短時間でしたが、Uさんは笑顔を見せてくれました。1週間程度で退院できる予定です。

▼施設に入居している方の契約が続きました。

同じ施設に入居しているMさん姉妹（姉85歳・妹83歳）は「入居して10年以上経ちます。当初は有料老人ホームというより高齢者マンション

という感じで、元気な方ばかりでしたが、最近では少し様子が違います」とのこと。姉妹の部屋は隣同士で、それぞれ違う方に身元引受保証を依頼されていたそうです。

お二人は「今は元気ですが、この先、何が起るかわからない。身元引受保証人も、同じように年をとっていくわけですから…」とおっしゃって、りすシステムとの契約を締結しました。

住宅型有料老人ホームに入居しているTさん（70歳・男性）。身元引受保証人は遠方の親戚でしたが、緊急時の対応が難しいだろうし迷惑をかけたくないと、りすと契約することに決めたそうです。

公正証書は、自宅から徒歩圏内にある公証役場での作成を希望され、先日、生前事務委任契約・任意後見契約・負担付死因贈与契約の公正証書が完成しました。



▼6月上旬、信託銀行から「遺言信託のお客様から、死後事務委任のお問合せをいただくことがあり、信頼できるところを紹介したいと考えています」と電話があり担当者が来所。りすシステムの説明をし、生前契約と総合保証パックのパンフレットを渡しました。

3週間後、銀行から紹介を受けたHさん（91歳）・N子さん（64歳）の父娘が説明会に参加されました。

お父さんのHさんは介護付有料老人ホームに入居しており、一人娘のNさんは自宅マンションに一人暮らしとのこと。お母さんは他界され、父娘で助け合いながら生活しておられる様子でした。

説明を聞いたお二人はりすとの契約を決め、3週間後にN子さんが、その3週間後にSさんが公正証書を作成。8月中旬には、お二人そろって私のおぼえがき（企画書・諸手続

参考資料表・医療上の判断に関する事前意思表示書・後見事務履行に関

する事前意思表示書」の作成に取りかかりました。

書類作成のための面談日にはN子さんが施設にHさんを迎えに行き、自宅マンションで昼食をとった後に

りすの事務所へ。お二人で書類を確認しながら作成をすすめる中、Hさんからは娘を大切に思っている様子がうかがわれ、N子さんも都度お父さんに「分かった?」「次に行ってもいい?」と優しく声をかけられています。「なかよしですねえ」とお伝えすると「友達父さんなんです。昔から」とお二人で顔を見合わせ、につこり。最後はいつも、次回の面会日時を決めて帰られました。

9月中旬には私のおぼえがきの各書類が完成。N子さんは「この後、父同様、私も信託銀行にお世話になり、遺言公正証書を作成する予定です。何かあれば、りすさんにも相談、連絡しますので、よろしく願います」とのことです。

10月に入りN子さんから、セコム・ホームセキュリティの説明を受けたいと連絡があり、セコムの担当者へ

伝えました。説明を聞いたN子さんは「設置の必要性が良く分かりました」と手続きをすすめ、11月中旬セコム設置が完了、「安心しました」とN子さん。

Hさんはコロナ禍で、外出もままならない状況が続いています。入居している施設は以前りすの利用者が住んでおられ、施設長にりすと契約したことを報告したところ「それは安心ですね」と言われ、改めて契約して良かったと思つたそうです。

▼Sさん(87歳・女性)からお手紙と短歌をいただきました。

「いくつになってもおしゃれをした
い」女性なら誰も思うことではない
でしょうか。コロナがやって来て以来、
口紅の出番がなくなりました。お役ご
免です。

ところが、一人住まいで家にいれば、
マスクは不要にも拘らず、口紅をひか
なくなっているのに気がつきました。
年令を重ねて髪も眉もうすくなり、皺
もふえた顔に口紅もひかなければ、実
にわびしい顔になります。

コロナは収束どころか猛威をふるっ

ています。この状況は当分続くこと
でしょう。八方塞がりの今、せめて家
中では口紅をひいて、心に灯をともし、
明るく過ごしたいと思う今日この頃で
す。

口紅さんー長らくご無沙汰でした。

「令和二年」いくたび口紅ひいたやら
ポーチの口紅ご無沙汰に在り



12月18日撮影
地球に恩返し森





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

人気のカラーです！



Tシャツ

■定 価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定 価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九(ゼロイチキョウ)
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)	清水 勇男さん (千葉県佐倉市)	久藤 ユキ子さん (東京都目黒区)
株式会社ファインさん (大分県大分市)	杉岡 治子さん (東京都立川市)	藤井 達雄さん (東京都板橋区)
熊谷 照子さん (東京都豊島区)	高村 さち子さん (静岡県沼津市)	藤井 幸子さん (東京都板橋区)
黒澤 典子さん (埼玉県所沢市)	津田 法美さん (東京都板橋区)	渡邊 えり子さん (東京都板橋区)
佐山 馨子さん (東京都国立市)	中野 壽美子さん (東京都豊島区)	匿名2名 50音順

※2020年11月1日～12月15日の期間、16名の方から寄付をいただきました。
※清水 勇男さん、杉岡 治子さんが1000ポイントを達成されました。



NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959

2021年1月7日

利用者のみなさまへご報告とお願い

NPO りすシステム

代表理事 杉山 歩

新しい年を迎えて早々に、新型コロナウイルス対策で、政府は、首都圏の1都3県を対象に「緊急事態宣言」を発令することを決めたようです。

最近 病院や施設から、面会や外出の制限・禁止等の連絡が多くなりました。また、職員や入居者の方の「陽性」・「濃厚接触者」の報告と対応の情報も少しずつ寄せられています。利用者のみなさんも不安な日々をお過ごしのことと拝察いたします。

りすシステムにおきましては、昨年11月下旬に職員の1名が「濃厚接触者の疑い」となり、保健所の指示に従い自宅待機となりました。検査の結果「陰性」となり、待機期間が明けて現場復帰となっています。

仮に、りすシステム職員に「陽性」反応がでますと、職員全員が自宅待機を命じられ、事務所の消毒や立ち入りが禁止となり、業務が全面的にストップする危険性を感じながら、万全の注意を払った対応をさせていただいています。

全職員に体温計を貸与して検温等による体調管理や、消毒・換気を徹底しています。マスクはもちろん手袋・フェースシールド・防護服・消毒液等を持参・着用・使用後の適切処置を行っています。

さらに、昨年12月21日から25日にかけて、全国の支部を含む全職員に対し自主PCR検査を実施し、28日に全員が陰性であるとの結果を確認しています。この検査は今後も継続し、サポート頻度の高い職員には毎週検査を実施していきます。

今後、陽性者が出た場合には速やかに対処する所存です。引き続き定期的に検査を実施しながら、法人内の感染予防に留意し、利用者の皆さん、病院・施設関係の方に、安心して当法人をご利用いただけるよう努めてまいります。

今回の緊急事態宣言を受けまして、「勤務の縮小」に至りますことを報告させていただき、何卒ご理解をくださいますようお願い申し上げます。職員につきましては、従前の勤務に対して約6割勤務とし、「休業」を実施する予定であります。

危急時等の対応は、「特別な出勤」で対応させていただきますが、場合によっては、対応の日時を調整させていただくことも想定されます。

緊急コール等、電話対応もさせていただきますが、対応職員も「勤務縮小」させていますので、電話口で少々お待ちいただくこともあるかと思っております。

誠に心苦しく存じますが、国家の「緊急事態」につき、お許しいただきたくお願いいたします。

「緊急事態」が、早期に解除されることを切に望みますが、この脅威や歓迎せざる他のリスクに対して、りすシステムはどのように「今後進む道」を考えていくべきか、あらためて「原点」に回帰し、将来に繋げるべく検討しています。

1980年代に、「後継がなければ墓が持てないのは不条理である」という活動が始まり、1988年、東京・巣鴨に功德院別院、すがも平和霊苑という墓地を建立しました。1990年、わが国初の本格的合葬墓「もやいの碑」と墓に入るための「もやいの会」をスタートさせました。

1993年、もやいの会会員の強い求めにより、葬儀を含め家族の役割を代理できる生前契約という仕組みを考案し、受託母体として「Lissシステム」を立ち上げました。

家族を失い、家族が作れず、家族間の関係が良好でない等々で、悩める方々等に対する活動が始まりました。

NPO法が制定された1998年からNPO認証準備をはじめ、並行して運動の担い手として「生前契約アドバイザー制度」を実現するため、1999年から本格的なアドバイザー養成講座を、東京・大阪・名古屋で開催しました。今後家族の弱体化に伴って役割を代替えるための人材が必要になるのは間違いない、と確信していました。

2001年～2005年にかけて、全国主要都市9ヶ所に活動拠点を設けました。

当時から、職員には、個人事業主として立ち上げ、それぞれの地域で活躍して欲しいとお願いしましたが、独立して活動する土壌が育っていない苦労が続きました。

緊急事態の下では、県境を越える往来や不要不急の外出自粛等厳しい制限が課せられます。この状況下で、原点を踏まえた「地域密着型サービスシステム」の確立がなされれば、利用者の満足度は少しでも満たされることになると思います。

専門職である生前契約アドバイザーが、独立した個人事業主として地域に根付いた利用者サービスなどの活動ができるシステムを確立できれば、県境を越えてサービスを提供する必要はなくなります。

生前契約の初心にかえて、本格的な草の根型の生前契約運動システムへの移行が必須と考えており、可及的速やかにその実現を図る必要性を痛感しています。

利用者みなさんとの契約を誠実に履行しながら、職員の健康を守り、りすシステムが途切れることなく利用者みなさんへのサポートを実施できるようにするため、りすシステムの永続的存続が、私どもに課せられた責務であることを再確認しています。

以上